

京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申(案) ～市民の皆様から御意見を募集します～

近年、我が国では、情報通信技術と多様なデータを活用し、国民の利便性向上や様々な課題解決などを目指すデジタル社会の形成が進められています。また、人格尊重の理念のもと、個人情報の適正な取扱いに万全を期す必要があります。

このような状況のもと、国において、個人情報保護法が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通ルールが適用されることとなりました（令和5年4月から施行予定）。

そこで、本市では、個人情報保護法の改正を踏まえ、本市の条例に規定すべき内容などについて、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行い、この度、審議会における議論を踏まえて、答申（案）が取りまとめられましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。

募集期間	令和4（2022）年 6月 24日（金）～ 7月 25日（月） 必着
ご意見の提出方法	次の方法により提出していただけます。 ①京都市情報館（ホームページ）市民意見募集ページ https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=5686 ②電子メール：johokoukai@city.kyoto.lg.jp ③FAX：075-222-4027 ④郵送：下記の提出先まで ⑤持参：平日午前9時～午後5時の間で下記の提出先まで裏面の意見記入用紙を御活用ください。
提出先 お問合せ	京都市総合企画局情報化推進室情報管理担当 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 （京都市役所 西庁舎 1階 情報公開コーナー） TEL：075-222-3215 FAX：075-222-4027



答申（案）の具体的な内容は以下のページからご覧いただけます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/sogo/0000298143.html>

（紙資料は情報公開コーナーでも配布いたします。）



京都市印刷物 第044202号
令和4年6月発行
発行：京都市 総合企画局 情報化推進室 情報管理担当



京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）に対する

市民意見（パブリックコメント）意見記入用紙

御持参又は電子メール、FAX、郵送でお送りいただく際は、この記入用紙を御利用ください。

宛先 京都市 総合企画局 情報化推進室 情報管理担当

【住所】〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
(京都市役所 西庁舎1階 情報公開コーナー)

【電子メール】johokoukai@city.kyoto.lg.jp 【FAX】075-222-4027

御意見の関連する範囲・内容等について、該当する箇所へチェックのうえ、以降の意見記入欄に御記入ください。

- 概要版
- 第1の内容全体（はじめに）について
- 第2-1の内容（基本的な考え方）、第2-2（個人情報保護制度の比較）の内容について
- 第2-3の内容（条例改正事項についての審議会の意見）について
(項目1, 項目2, 項目3, 項目4, 項目5, 項目6, 項目7, 項目8)
- 第2-4の内容（条例改正に伴う運用事項についての審議会の意見）について
- その他

御意見を取りまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ○印で御回答ください。

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
----	-------	------	------	------	------	------	------	-------

住所	京都市内在住	京都市外在住
----	--------	--------

御意見の 取扱い

お寄せいただいた御意見につきましては、個人に関する情報を除き、概要をホームページで公表するほか、新しい制度の構築に用いることがあります。いただいた情報につきましては、この意見募集以外の目的に利用したり、第三者に提供することはありません。御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）-概要版-

令和4年6月

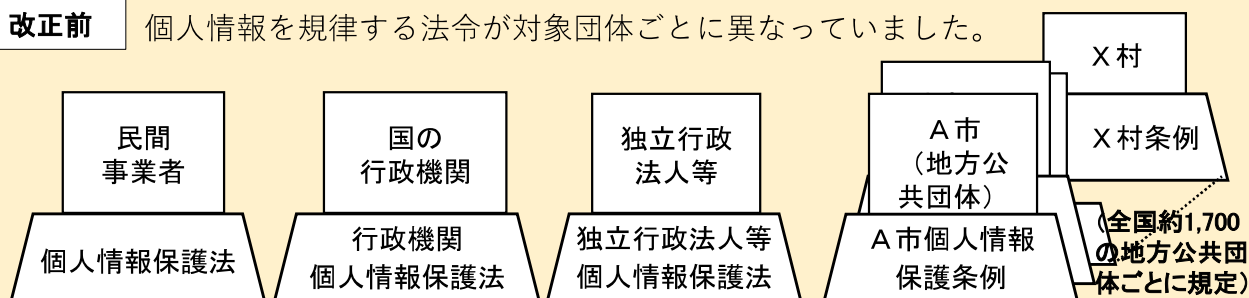
京都市情報公開・個人情報保護審議会

デジタル社会の形成を目指し、個人情報の保護と活用の両立が重要な課題となる中、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、令和5年4月から、全ての地方公共団体にも、その改正法が直接適用されます。
これに合わせて、京都市個人情報保護条例の改正などが必要となっています。

○ 国の個人情報保護法改正

改正前

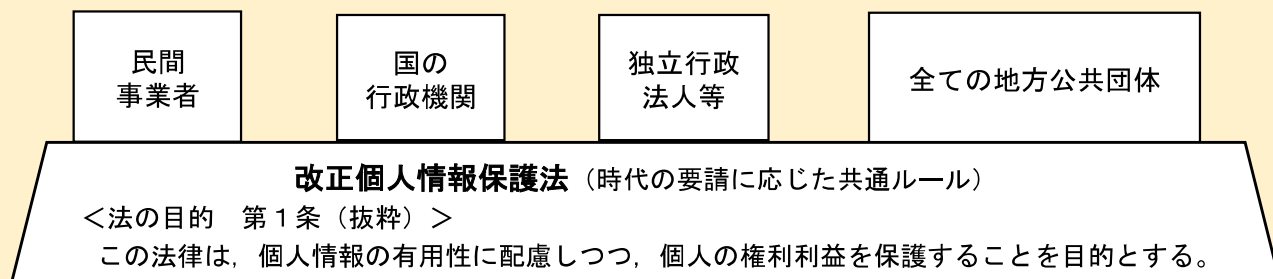
個人情報を規律する法令が対象団体ごとに異なっていました。



官民や地域の枠を超えたデータの利活用や、保護水準のばらつきなどの問題がありました。

改正後

法令の一元化で、全国的な水準の確保、情報の保護と活用の両立に繋がります。



個人情報の保護



- 個人情報の取扱いの共通ルールにより保護水準が全国的に担保できる
- 独立した国の個人情報保護委員会が全ての対象団体を一元的に監視監督する
- 国、各自治体間で共通ルールが適用され、住民に理解いただきやすい

個人情報の活用

- 国や自治体間の情報連携が進めば住民の利便性やサービスに繋がる
- 多様なデータの活用が進めば、社会や地域の課題解決、医療や学術の分野など新たな産業創出などが期待できる

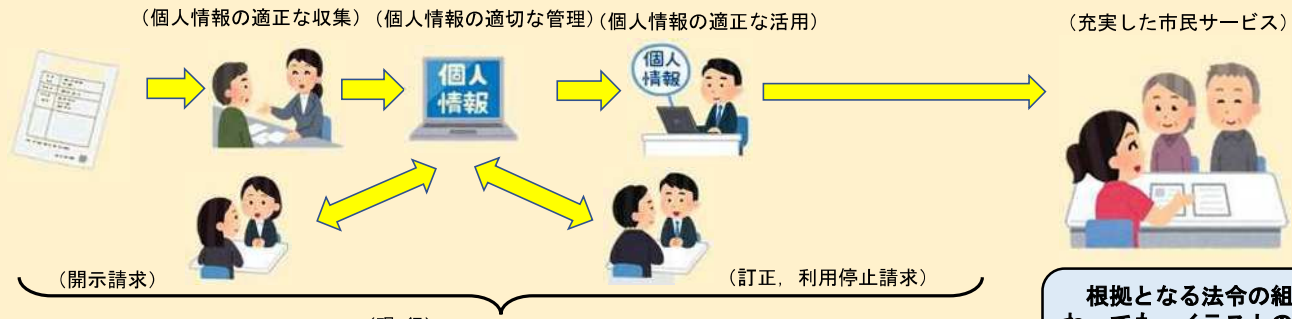


京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案） -概要版-

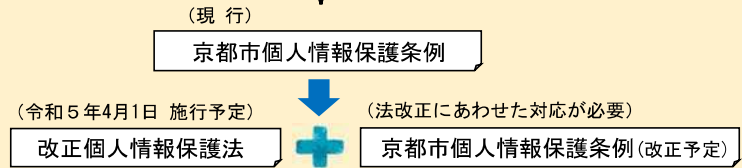
京都市の個人情報保護制度

京都市では、市民の皆様からお預かりした「個人情報」を、京都市個人情報保護条例に基づき、厳格に取り扱っています。

令和5年4月1日からは、個人情報保護法のルールとあわせて、引き続き皆様の「個人情報」を適正に取り扱うことになります。



根拠となる法令の組み合わせが変わっても、イラストのような個人情報保護制度の枠組みに大きな変更はありません。



見直しの基本的な考え方

個人情報保護制度は、法律の全国共通ルールが適用されます。これに、これまでの京都市の実績や実情に応じ、独自の仕組みを加えることが重要です。

デジタル技術によりデータの利活用が進み、生活が便利になりますが、技術は日進月歩であることから、システム面、技術面でのデジタル対策とチェックが重要です。

全国共通ルールの適用や個人情報保護委員会の監督により、審議会の関与の形は変化しますが、高度な専門性や市民感覚などの点から、引き続き、第三者機関である審議会の役割は重要です。

法律と条例の関係を踏まえた審議会の意見

条例の適用（平成6年度～）

改正法と新条例の適用（令和5年4月予定）

審議会意見（制度見直しの類型）



条例の各規定の大半は、法律に、相当する規定があります

- 詳細は、次ページ以降を参照してください
- ＜条例に独自の規定を検討するもの＞ A
京都市の個人情報保護制度の実績、実情に応じ、独自の規定を条例に定める。
→ 例：開示決定の期間短縮
個人情報ファイル簿に目的外提供先及び利用目的を明記
審議会の関与
 - ＜改正法からの委任で、条例に規定することを検討するもの＞ B
→ 例：開示請求及び行政機関等匿名加工情報(※)利用の手数料規定
 - ＜改正法に必要な規定があるため、条例で規定しないもの＞ C
→ 例：「個人情報」の定義、不開示情報の範囲

(※)「匿名加工情報」とは、特定個人を識別することができないよう個人情報加工し、個人情報を復元できないようにした情報であり、厳しい制約のもと第三者に提供し利用に供するもの。改正法で新たに導入される。

○ 条例改正事項についての審議会の意見

項目1 定義、適用対象

論点	〈論点1〉「個人情報」の定義	
法令の分析	個人情報の定義について、特定の個人を識別することができるものであって、他の情報と容易に照合し識別できるものを含むと規定された。	
審議会の意見	条例で規定する必要性はない。	C
理由	現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。	
論点	〈論点2〉要配慮個人情報	
法令の分析	個人情報の中で取扱いに特に配慮を要するものを要配慮個人情報とする。また、地域の特性に応じ、条例要配慮個人情報を規定することが可。	
審議会の意見	条例で規定する必要性はない。	C
理由	現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。条例要配慮個人情報の効果である「漏えい時の本人通知」は、項目3論点2で義務付けを求める。	

項目2 取扱いの制限

論点	〈論点1〉手段の適正性	
法令の分析	改正法では、個人情報の収集について、「偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない」と規定されている。	
審議会の意見	条例で規定する必要性はない。	C
理由	現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。	
論点	〈論点3〉目的外利用・提供の制限	
法令の分析	改正法では、目的外の利用・提供が認められる場合の要件に、「相当の理由があるとき」、「特別の理由があるとき」と定められている。	
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・特に必要な場合に限定して、審議会への意見聴取を行うことが必要。 ・個人情報ファイル簿への目的外の提供先と利用目的の明記を規定することが適当。 	A
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・特に必要な場合、審議会に意見を聴くことで客観性を確保するため。 ・個人情報の目的外の提供先と利用目的を可視化することは重要であるため。 	

審議会の意見の分類

A	条例に独自の規定を検討するもの
B	改正法からの委任で、規定することを検討するもの
C	改正法に必要な規定があるため、条例で規定しないもの

〈論点3〉実施機関

地方公共団体の議会については、自律的な立場から、個人情報保護法の規律の対象外とされた。

現行条例と同じく、議会も新条例の適用対象として規定することを検討することが望ましい。

A

地方公共団体と議会の個人情報保護の仕組みは、一体のルールで実施されることが、市民にとってわかりやすいため。

〈論点2〉本人外収集の制限

現行条例では本人収集が原則だが、それ以外の収集も認めている。改正法の規定では、収集方法によらない適正な取扱いが規定されている。

条例で規定する必要性はない。

C

現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。

〈論点4〉電算処理、結合の制限

改正法では、電子計算機処理、電子計算機の結合の制限が規定されていないが、安全管理措置等の義務化によりデジタル化に対応する実質的保護が定められている。

思想、信条等の個人情報を電子計算機処理する場合は、審議会への意見聴取を行うことが必要。

A

改正法の漏えい防止等の安全管理措置などが義務化されることで、基本的には現行条例での目的を達成することができるが、上記の個人情報については、慎重な取り扱いをすることが必要なため。

項目3 安全管理措置

論点	〈論点1〉 責任者の設置	
法令の分析	現行条例では、「個人情報管理責任者」の設置を義務づけているが、改正法ではその規定はない。改正法では、再委託先まで安全管理措置を義務付けている。	
審議会の意見	「個人情報管理責任者」の設置を、条例で規定することが適当。	A
理由	改正法では安全管理措置に関して行政内部の責任者までは規定していないため、個人情報の管理責任者を規定することは望ましいため。	

〈論点2〉 漏えい等への対応	
改正法では、重大な個人情報の漏えいが生じたときは、国に報告するとともに、本人に通知することが義務づけられている。	
国が定める本人通知の要件に該当しない漏えいがあった場合でも、本人への通知がなされるよう、条例で定めることが適当。	A
個人情報の漏えい等があった場合は、本人がその事実を知り得る状態であることが重要であるため。	

項目4 個人情報の開示請求

論点	〈論点1〉 代理人による請求	
法令の分析	現行条例では、開示請求を本人又は本人の法定代理人に限定している。	
審議会の意見	任意代理人の開示請求は、市民の利便性に寄与する制度であるため、新条例で特段の手当てを講じる必要はない。	C
理由	入院中の方、障害をお持ちの方にとっては、任意代理が認められることは負担軽減に繋がり、また、真正な代理権の授与があれば、個人情報保護に支障をきたさないため。	

〈論点2〉 開示決定期間	
開示決定期間は、改正法で開示請求のあった日から30日以内とされているが、条例で短縮することは可能。	
開示決定の期間は、現行条例と同じく、14日以内とするのが適当。	A
本市では14日以内の開示決定が定着しており、現行期間を維持することが適切なため。	

論点	〈論点3〉 開示請求に係る手数料	
法令の分析	改正法では、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、手数料を納めなければならないとなっている。	
審議会の意見	開示請求の手数料は徴収しないことが適当だが、これまでと同様に、実費の請求は必要。	B
理由	手数料を徴収すると、制度利用の抑制となることが懸念されるため。	

〈論点4〉 不開示情報の範囲	
開示請求に係る不開示情報は、改正法で一元的に列挙されている。	
条例で規定する必要性はない。	C
現行条例の規定と実質的に違いがない改正法の規定が適用されるため。	

項目5 訂正及び利用停止請求

論点	〈論点1〉 開示請求前置	
法令の分析	改正法では、訂正又は利用停止請求の対象となる個人情報は、開示を受けた個人情報に限定している。現行条例ではその限定はない。	
審議会の意見	開示請求を前置することは妥当であり、条例で別の規定をする必要性はない。	C
理由	あらかじめ開示請求を行うことは、対象となる個人情報を特定するために必要な手続きであり、過度な負担でもないため。	

項目6 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録

論 点	〈論点1〉 個人情報ファイル簿	
法令の分析	改正法では、対象が1,000人以上といった一定の条件を満たす、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録される項目等を記載した「個人情報ファイル簿」を作成、公表する規定が設けられた。	
審議会の意見	個人情報ファイル簿の作成対象外となる1,000人未満のファイルも含めた一覧を別途作成し、公表することが適当。	A
理由	市民への情報提供の観点から、1,000人未満のファイルでも公表することが重要なため。	

項目7 行政機関等匿名加工情報提供制度

論 点	〈論点1〉 行政機関等匿名加工情報の提供	
法令の分析	改正法では、民間事業者等からの提案を受け、特定の個人を識別することができないように加工したデータを提供して、利活用する仕組みが導入された。	
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は政令で定める額を標準として定めること。 ・行政機関等匿名加工情報の提供の実施状況は、審議会に報告することが望ましい。 	B
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の者に対する役務の提供となるため、受益者負担の原則に基づき手数料を徴収すべきで、その額は全国共通水準で問題がないため。 ・行政機関等匿名加工情報の提供状況を検証するため。 	

項目8 審議会の役割

論 点	〈論点1〉 審議会の役割	
法令の分析	改正法では、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定された。	
審議会の意見	高度な専門性や市民感覚を踏まえた視点を確保するために、特に必要な事案については審議会に意見聴取する等、その位置付けを、新条例で規定することが必要。	A
理由	第三者機関である審議会による専門的な知見に基づく意見は、適正な制度運用にとって重要なものであるため。	